

[%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](#))

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

◇ 評価結果の通知:2026 年 8 月 21 日(金)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め:2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>)のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等:

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	全途上国
語学の種類	英語(西語ができるとより望ましい)

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等:

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種:黄熱に感染する危険のある国からの渡航の場合、黄熱予防接種証明書が要求されます。また、ボリビアは黄熱に感染する危険のある国であり、本調査の渡航地域(サンタクルス)は、生後 9 か月以上のすべての渡航者に黄熱の予防接種が推奨されています。

6. 業務の背景

シャーガス病は、トリパノソーマ・クルージという原虫が引き起こす寄生虫疾患であり、顧みられない熱帯病(Neglected Tropical Diseases、以下「NTDs」とする)の一つである。世界の感染者数は約 800 万人、その大部分が中南米地域に集中している(WHO, 2021)。毎年 1 万人以上の死者が出ており、1 億人以上に感染リスクがあるとされている。年間 1 万件以上の新規感染が報告されており、感染経路は媒介虫であるサシガメを介した感染の他、母子(経胎盤)感染や輸血、臓器移植によるもの等があり、近年、母子感染が主な感染経路(新規感染の 22.5% が先天性感染によるもの¹⁾)となっている。感染初期の急性期に治療を行うことで治癒可能な感染症である一方、診断や治療が遅れた慢性期では、最大 30%が心機能に異常を来し、10%が消化器、神経、または複合的な合併症を発症するなど、治癒の難しい疾病である。

ボリビアはシャーガス病の高流行国の一つであり、ほかの中南米諸国が 2%前後の有病率で推移しているところ、ボリビア全土での有病率は約 6%(75 万人)、15 歳から 40 歳の女性の感染者数は約 20 万人と推計されている(CUIDA CHAGAS²)。年間の出生数約 25 万人のうち、母体のシャーガス病抗体陽性率は約 12.0%(3 万人)、抗体陽性の母体から出生した児の約 2~5%で感染を認めるとされ、母子感染の制御は公衆衛生上の課題である。

ボリビアでの国家開発計画(2021-2025)においては、媒介性疾患の制圧と母子感染の撲滅がシャーガス病対策に関する優先課題として定義されている。また 2025 年から 2030 年までのシャーガス病対策 5 カ年戦略計画が 2024 年

¹ Meriem Boukaabar, et al., Congenital transmission of Chagas disease: The role of newborn therapy on the disease's dynamics, PLOS One 2024

² CUIDA Chagas - CUIDA Chagas

に承認されていることから、ボリビアにおいて優先度の高い課題として位置づけられる。母子感染対策、小児の治療プログラム、慢性合併症対策がベクター対策とともに進められている一方で、サンタクルス市においては、妊婦のシャーガス病検査率は 70%、抗体陽性母体から出生した児の検査率は 26%であることが、シャーガス病母子感染対策向上プロジェクト(草の根技術協力事業³)で明らかとなった。こうした検査率の低さにより陽性者の把握が十分に行われておらず、陽性の新生児、小児、成人の投薬治療のカバー率は非常に低いことが見込まれる。成人期において、特に慢性期合併症発症の治療は限定的となる一方、乳児期においては薬物治療が高い有効性を示すことから、早期診断、及び早期治療体制の整備が課題となっている。

2024 年から JICA は草の根技術協力事業を通じて、特に妊婦陽性率が高いとされているサンタクルス県ラグアルディア市において、住民へのシャーガス病に関する啓発活動、診断情報の管理システムの導入や保健センターと病院間の診断情報の共有促進などの活動を実施している。本案件は、同草の根技術協力事業のアセットを活用し、プロジェクト対象地域における妊産婦や乳児のスクリーニングと情報システム整備、LAMP 法⁴やリアルタイム PCR 法導入による検査体制確立、検査と治療アクセスに関する課題特定と解決、慢性期合併症に関連する研究を行うことによって、地域において、ライフコースを通じて対応可能な持続的なシャーガス病ヘルスシステム強化に寄与するものである。なお、人間の安全保障(HS)の視点から、地域の母子のみならず、保健サービスへのアクセスや健康に関する知識が限られている人々にも、シャーガス病の治療・予防を含めたサービスが行き届くような配慮を行う。

7. 業務の内容

本業務従事者は、地球規模課題対応国際科学技術協力プロジェクト(SATREPS)の仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準(妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性)に基づく事前評価に必

³ シャーガス病母子感染対策向上プロジェクト事業提案書要約

⁴ Loop-mediated Isothermal Amplification。迅速で高感度、経済的な遺伝子増幅法。プライマー設計の難度、操作環境に制約がある。[よくわかる LAMP 法 | Eiken Genome Site](#)

要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1)準備業務(2026年9月上旬～2026年9月下旬)

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、現地調査で収集すべき情報を検討する。特に当該地域における事業や他のSATREPS案件から成果や課題、教訓等を抽出する。我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② ボリビア側関係機関や他ドナー等に対する質問票(案)(英語、もしくは西語)を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票(案)との取り纏めに協力する。作成した質問票(案)は、現地派遣前にJICAに提出する。なお、質問票は現地調査前に先方政府機関・他ドナー等に配付する。
- ③ プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加し、協議結果の取りまとめに協力する。

(2)現地業務(2026年10月上旬～2026年10月下旬)

- ① JICAボリビア事務所等との打合せに参加する。
- ② ボリビア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a)所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b)人員体制
 - (c)役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

- (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
- エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関(WHO(PAHO)、世界銀行、IDB、KOICA、NGO等)の活動動向、連携の可能性
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案(プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録(R/D:Record of Discussions))を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D(案)(英文、西文)及び協議議事録(M/M:Minutes of Meetings)(案)(英文、西文)の作成に協力する。特に、PDM(案)の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス⁵を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D(案)を含むM/M(案)の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAボリビア事務所等に報告する。

(3) 整理業務(2026年10月下旬～2026年11月中旬)

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート(案)に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書(案)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(詳細計画策定調査)

(1) 業務完了報告書

2026年11月13日(金)までに提出。

⁵ 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

次の①～③、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表(案)(和文)
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)
- ③ 調査における面談議事録一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び宿泊費・宿泊手当等

航空賃及び宿泊費・宿泊手当等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2026年10月4日～10月25日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括(JICA)
- イ) 協力企画(JICA)
- ウ) 研究代表(長崎大学)
- エ) 評価分析(本コンサルタント)

この他に研究者、AMEDから研究主幹・調整3名が参加予定。

③ 便宜供与内容

JICA ボリビア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎:あり
- イ) 宿舍手配:あり
- ウ) 車両借上げ:全行程に対する移動車両の提供(JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上:英語⇄スペイン語、もしくは日本語⇄スペイン語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ:JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第一グループ保健第二チームから配付しますので、hmge1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・要請書
- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
 - ・ボリビア多民族国 シャーガス病母子感染対策向上プロジェクト
事業提案書要約

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ボリビア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common>

/2023/20240308.html

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上